

極秘

1175

一九三三年六月二十日

一九三三年四月二十二日紐育ニ於ケル支那駐米大使
施肇基氏ノ日支問題ニ關スル演説

在爾京中華民國外交部情報局

朝鮮總督官房外事課 譯

朝鮮總督府

513 0514

1175

緒言

本演説ハ一九三三年四月二十二日紐育ニ於テ支那駐米大使施肇基氏カ
日支問題ニ關シテ試ミタモノデアアル本演説ノ要旨ハ左ノ通りデアル

- 一 日本ノ條約違反ニ關スル實例
- 二 日本ノ支那政府非難ニ對スル反駁
- 三 日本ノ支那擾亂陰謀ノ暴露
- 四 橫暴ニシテ無責任ナル日本軍閥ノ極東平和並世界平和ニ對スル脅威
- 五 支那革命後ニ於ケル支那ノ社會的經濟的並政治的革新運動ノ漸進的發展

中華民國外交部 情報局長

朝鮮總督府

514 0515

(一) 日本ノ條約違反ニ關スル實例

日本代表カ過去十九ヶ月間ニ於ケル日本ノ行動ヲ正當テアルトスル
 誤レル主張ニ對シ茲ニ聯カ所見ヲ述フルノ機會ヲ得マシタ事ハ私ノ
 最モ欣快トスル所テアリマス

日支紛争問題ニ關シ日本ハ國際聯盟總會並ニ總會ニ於キマシテ機
 會アル毎ニ聯盟規約及其ノ他ノ諸條約ヲ遵守スル旨極力主張イタシ
 マシタカ其ノ後日本カ其ノ言ヲ反古ニ致シマシテ顧ミナイ事ハ吾々
 周知ノ事實テアリマス

一九三一年九月以降日本ハ諸國ト種々ノ協約ヲ致シテ置キナカラ少
 シモ之ヲ履行シナカツタノテアリマス 日本ノコノ行動ハ別ニ驚ク
 ニ足ラナイノテアリマシテ若シ吾々カ日本ノ外交史ト云フ様ナモノ
 ヲ闕ヘテミマスナラハ日本ハ從來其ノ條約協定ヲ少シモ遵守シテイ

コトヲ發見スルテアリマセウ

日本ハ門戶開放ノ名ノ下ニ支那ト種々ノ協定ヲ致シマシタカ然シ一
 九一五年ニ日本ハカノ二十一箇條要求ヲ提出シ日本ノ支那ニ對スル
 特殊權益ヲ要求シテ居ルノテアリマス コレハ明カニ門戶開放ノ趣
 意ニ背馳スルモノテアリマス米國ニ於キマシテハ日本ノ支那ニ對ス
 ル二十一箇條要求ハ米國ノ權益ヲ侵害スルモノテアルカラ之ヲ承認
 スル事ハ出來ヌト云フ通牒ヲ日本政府ニ發シタノテアリマス

支那ハ此ノ二十一箇條要求カ對支條約ニ基ク列國ノ權益ヲ侵害スル
 モノテアルト云フ事ヲ充分承認シテイマシタカラ列國ニ聲明ヲ發シテ
 支那カコノ要求ヲ承認シタノハ日本カ支那ニ對シテ武力行使ノ脅迫
 手段ニ訴ヘタ結果テアル事ヲ明カニシタノテアリマス一方米國ハ更
 ニ日本ニ對シ左ノ如キ正式通牒ヲ發シマシタ

「目下日支兩國政府間ニ締結サレントシテイル條約ハ支那ニ於ケル米國ノ權益、支那共和國ノ政治的保全竝ニ門戶開放トシテ一般ニ知ラレテイル對支國際政策ヲ侵害スルモノト認ムルカ故ニ米國政府ハ之ヲ承認シ能ハサル旨ヲ日本帝國政府ニ通告ス」

從來日本ハ支那ニ對シ門戶開放政策ヲ充分尊重スル旨聲明致シテオリマシタ處遂ニ一九一九年ヨリ一九二〇年ニ至リマシテ日本ハコレヲ蹂躪シ始メタノデアリマス即チ日本ハ英米佛三國政府ト國際銀行借款ノ設定協定ヲナスニ當リマシテ先ツ滿洲ノ優先權承認問題ヲ持チ出シタノデアリマス日本ノ此ノ提議カ明カニ門戶開放政策ニ背馳スルモノデアリコトハ今更贅言ノ必要ハナイノデアリマス

以上ノ問題ニ關聯シマシテ日本カ滿洲ヲ政治的ニ支配致シマスル限リ日本ヲ除ク他ノ諸國カ其ノ對滿貿易上如何ナル影響ヲ蒙ルモノテ

朝鮮總督府

アルカト云フ事ヲ考察シテ見タイト思ヒマス

吾々ハ日韓併合以後朝鮮ノ外國貿易カ全然日本ニ依ツテ獨占サルルニ至ツタト云フ事實ヲ熟知致シテオリマスコレト同様ニ現在ノ滿洲ニハ既ニ斯ノ如キ傾向カ現ハレテキルノデアリマスコレハ滿洲ニ於ケル主要外國商館ノ現狀ヲ一瞥スレハ明白ナ事デアリマス

即チ

- 一 カイラン鑛山會社（英人經營）奉天支社閉鎖
- 二 支那工業會社（米人經營）奉天支社人ノ漢口移轉
- 三 アンダーソン、メイヤー商會（米人經營）哈爾濱支店閉鎖

等テアリ尙米國商工省發行ノ支那貿易月報三月號ニハ次ノ如ク記載サレテアリマス

「最近ノ米國ノ對滿貿易狀況ハ極メテ不振ナルモ之ニ反シ日本ノ對

朝鮮總督府

滿貿易ハ極メテ殷盛ヲ極メ居レリ」
 道般松岡氏ハ道德竝ニ法律の方面ヲ全然没却シテ次ノ如ク述ヘテ居
 リマス
 「若シ列國カ日本ニ極東ノ政治的獨裁權ヲ許スナラハ米國ノ資本竝
 勞力ヲ使用スル機會ハ今後逐次増加スルニ至ルテアラウ」
 松岡氏ハ以上ノ言ヲ以テ米國人ノ事業慾ヲ刺戟セント試ミタノテア
 リマス然シ最近日本ニ於ケルアシヨナルシチー銀行、シンガミシ
 シン曾社竝ニゼネラル電氣曾社等ノ營業狀態ニ鑑ミマシテ米國實業家
 カ松岡氏ノ言ヲ輕信サレルカ如キコトハ恐ラクアルマイト私ハ考ヘ
 ルノテアリマス
 吾々カ茲ニ見逃シテナラヌ一舉ハ滿洲モ朝鮮ノ先例ニ倣フモノテア
 ルト云フ事アリマス 日本ハ現在滿洲ニ日本ノ主權ヲ確立セント

519 0520

スルカ如キ野心ハ遂モ有シテ居ラヌト主張致シテオリマスカコレハ
 日本ノ常套手段テアリマシテ日本ハ此ノ手段ニヨツテ朝鮮ヲ併合シ
 タノテアリマス ソノ證據ト致シマシテ次ノ條文ヲ一瞥スレハ明白
 ナル事テアリマス即チ
 一八九四年 日韓條約第一條「日本ハ朝鮮ノ獨立ヲ極力維持ス」
 一八九八年 日露條約「日露兩國政府ハ絕對ニ朝鮮ノ獨立ヲ認メ且
 內政干涉ヲ極力避クヘキコト」
 一九〇二年 日英條約「日本ハ朝鮮ノ獨立ヲ確認シ且朝鮮ニ對シ何
 等侵略的意圖ヲ有セス」
 以上ノ條文ニ於テ明カテアリマスヨウニ日本ハ當時朝鮮ノ獨立ヲ充
 分認メテ居タノテアリマシテ一九〇四年ノ日韓條約ニ於キマシテモ
 「日本政府ハ朝鮮ノ獨立竝ニ領土保全ヲ極力保護ス」ト宣言シテオ
 リマスカソノ翌年ニ至リマシテ日本ハ遂ニ朝鮮ヲ併合シタノテア

520 0521

リマス

斯ノ如ク日本ノ條約違反ノ實例ハ枚擧ニ違カナイノテアリマシテ近
クハ九ヶ國條約、ケロツグ條約更ニ國際聯盟規約違反等今更茲ニ終
返シテ甲上ケル必要ハナイト思ヒマス
カ、ル有様テアリマスカラ日本カ將來ニ於ケル滿洲國ノ獨立及領土
保全ヲ如何ニ世界ニ對シテ保證致シマセウトモ最早世界各國ハ日本
ノ言ニ惑ハサルルカ如キコトハ斷シテナイト私ハ確信シテキル次第
テアリマス

(二) 日本ノ支那政府非難ニ對スル反駁

遺般松岡氏ハ滿洲問題ニ關シテ日本政府ノ正式宣旨ト矛盾スルカ如
キ演說ヲナサレタノテアリマス同氏ノ說ニ依リマスメレハ滿洲ハ支那
帝國(又ハ共和國)内ノ特殊區域テアリマシテ支那ノ領土竝ニ其ノ

朝鮮總督府

行政區域内ニ包含サルヘキモノテハナイト云フノテアリマス

然シ吾々ハ一九〇五年二月五日ノ日本ノ對露通牒ニ示サレタ文旨ト
松岡氏ノコノ主張トノ間ニ明カニ矛盾シタ點ノアル事ヲ見出し得ル
ノテアリマス コノ對露通牒ニ依リマスト「日本ハ露國政府カ滿洲
ニ於テ支那ノ領土保全ヲ尊重セサルコトニ對シ抗議ヲナシ更ニ支那
ノ領土保全ハ露國軍ノ滿洲撤退ノ延引ニヨリ益々脅威ヲ受クルモノ
ナリ」ト述ヘテ居リマス

最近發行アレマシタ佛國外交文書ニ依リマスト日露國交斷絶後ニ於
キマシテ當時ノ外相小村男ハ佛國外相ニ對シ「日本ハ露國カ滿洲ヲ
支那ノ一部ト認ムルコトヲ希望ス」ト述ヘテイルノテアリマス
現在ニ於キマシテハ日本ハ所謂滿洲國ナルモノヲ支援擁護スル事ヲ
以テ正當ナリトシテキマスカコレハ恐ラク日本カ滿洲ヲ支那ノ一部

朝鮮總督府

ト認メテキナイタメテアリマセウ コレハ一九〇四年ノ小村外相ノ
 言ト全ク矛盾スルモノテアリマス當時日本ハ滿洲ヲ支那ノ一部ト考
 フルコトカ目録ニトツテ利益テアツタメ滿洲ヲ支那ノ一部ト主張
 シタノテアリマシカニ現在ニ於テハ滿洲ヲ支那ノ一部ニ非スト
 主張スルコトヲ以テ目録ノ利益テアルト考ヘテキルノテアリマス
 私ハ更ニ日本ノ矛盾セル主張ヲ指摘シタイト思ヒマス
 松岡氏ハ支那ヲ評シテ秩序無キ國家ニシテ政府アルモノミニシテ
 之ヲ信賴シ能ハスト極言シテキルノテアリマス
 日本ハ日支紛争問題カ國際聯盟ニ持テ出サレルマテハ支那ニ對シテ
 同問題ヲ聯盟ノ裁決ニ一任スル確據メタノテアリマス
 然ルニ同問題カ一度聯盟ノ手ニ渡ルヤ否ヤ日本ハ從前ノ主張ヲ變シ
 テ同問題ハ國際聯盟ニヨリテ裁決サルヘキ性質ノモノニ非スシテ日

朝鮮總督府

523 0524

支直接交渉ニ委ヌヘキモノテアルト主張シタノテアリマス 日本ノ
 云フカ如ク支那カ秩序無キ國家テアリ政府アリテモ信賴スルニ足ラ
 サルモノト致シマシレハ何故日本ハ日支直接交渉ヲ主張スルノテア
 リマセウカ コレヲ以テシテモ日本ハ甚タシキ矛盾ニ陥ツテキルト
 云ハネハナリマセヌ
 (三) 日本ノ支那擾亂陰謀ノ暴露
 日本カ支那政府ヲ有名無實ノ存在テアツテ殆ント信賴スルニ足ラヌト
 トマテ非難攻撃致シマヌニ付テハ理由カアルノテアリマス
 從來日本ハ支那ニ對シ友邦トシテノ助力ヲ與ヘヌ却ツテ有ユル機會
 ヲ利用シテ支那ニ干涉シ強力ニシテ統一アル支那政府樹立ノ妨害ヲ
 行ツタノテアリマス
 コノ真相ハ支那革命以後ニ於ケル極東ノ事態ニ關心ヲ有シテ居ラレ

朝鮮總督府

524 0525

ル方々ニハ明白ナ所テアラウト存シマス其ノ詳細ヲ御研究ニナラレ
 タイ方ハ一九三二年十一月二十一日國際聯盟理事會ニ於ケル「支那
 政府ニ歸スル聲明」ト題スル顧維均氏ノ演説（リットン報告書ニア
 リ）ヲ御參照下サレシコトヲ願フテオキマス
 日本カ私カニ支那擾亂ヲ策セル事實ヲ今少シク明カニスル爲メ在
 北京米國外交團代表タリシラインシユ氏ノ言ヲ茲ニ引用シ度イト思
 ヒマス同氏ハ「支那ニ於ケル一米國外交官」ト題スル著書ノ中ニ左
 ノ如ク述ヘテオリマス

「日本ハ有ラユル手段方法ヲ講シテ支那國內ニ紛争ヲ惹起セシメ且
 之ヲ繼續セシメ以テ支那ヲ擾亂セント企テテキル
 コノ主ナル手段トシテハ支那不良軍人（殆ント匪賊ノ如キモノ）
 ニ物資ヲ供給シテ之ヲ買収シ又ハ煽動者ヲ使喚シテ紛擾ヲ起サシ

メモルヒネ、阿片等ノ禁制品ヲ密賣シ或ハ支那官憲ニ金品ヲ貸與シ
 賄賂ヲ送り又ハ脅迫手段ヲ以テ之ヲ籠絡スル等ノ方法ヲ用ヒタ更ニ
 日本ハ支那ノ銅貨密輸出ヲ企テ各地方ノ鹽務行政ヲ擾亂シテキルノ
 テアル世界大戰ノ際日本ハ支那ノ聯合軍參加ニ極力反對シタノデア
 ルカ日本ノ反對意見ニ依レハ支那ハ殆ント實力ナキ國家ナレハコレ
 ヲ聯合軍ニ參加セシメテモ何等益ナキノミカ却ツテ有害テアルト云
 フ事デアツタ

然シ畢竟支那カ當時聯合軍參加ヲ許サレテモタナラハ喜ンテソノ戰
 費ヲ全ウシ世界平和ノタメ貢獻スル所カアツタテアラウ
 日本ハ世界大戰ヲ利用シテ支那ヲ陷擄ニ陥ラシメント試ミタノデア
 ル更ニ日本ハ支那人ノ社會的政治的弱點ヲ利用シテ支那人ノ腐敗惡
 化ヲ企テタ例ヘハ謀反、強盜、紙幣ノ製造、官憲ノ墮落、重要ナル

公私企業ノ信用失墜、或ハ危險極マル實業ノ發達等々、シカシテコ
ノ裏面ニ悲徳日本人カ盛ンニ活動ヲ續ケ支那人ニ莫大ナル損害ヲ與
ヘテ居タコトハ事實デア
以上ヲモツテ直チニ日本國民全體ヲ非難スルハ當ヲ得サルコトデア
ルカコノ裏面ニ日本軍閥カ策動シテ居タコトハ事實デアツテコレヲ
否定スルコトハ出來ナイノデア
爾

(四) 横暴ニシテ無責任ナル日本軍閥ノ世界平和並極東平和ニ對スル脅威
私ハ横暴且無責任ナル日本軍閥ノ跋扈カ極東否世界平和ニ對シテ如
何ナル脅威ヲ與フルモノデア
ルカト云フコトヲ茲ニ檢討シテ見タイ
ト思ヒマス

國際關係ニ於マシテ國家政府ヲ代表シテ行動致シマスモノハ外務省
デアリマス 故ニ外務省ハ憲法上ヨリ見テモ當然其ノ代表スル國家

政府ノ政策協定ヲ確乎タル信念ノ下ニ行ヒ得ル権限ヲ賦與サレテ居
ルヘキ筈デアリマス シカシテ事實スル權限ヲ賦與サレテモナイ外
務省カアルトシマヌナラハ他國ノ外務省ハドウシテソノ外務省ト關
際的共同政策取ハ特殊問題ヲ討議シ協定スル事カ出來マセウカ
シカシテ日本ノ外務省カ即チコレデアリマス。日本軍閥ハ憲法又ハ
勅令ニ依リ日本政府内ニ於テハ獨自ノ立場ヲ與ヘラレテ居リ他ヨリ
拘束ヲ受クルカ如キコトハ絕對ナイノデアリマス 日本政府ハ外務
省又ハ其ノ代表者ヲ通シテ他國ト交渉シ協定ヲ結ンテモ日本軍閥ノ
反對ニ遂ヘハコレヲ押切レヌ結局進退兩難ニ陥ツテシマフノデアリ
マス斯ノ如キ國家ノ存在カ世界ノ平和ニ對シテ甚ダシキ脅威ヲ與フ
ルモノデア
ルト云フコトハ期セスシテ明カナ處デアリマス世界各
國カ斯ノ如キ政府即チソノ軍部ヲ統制シ得サル無力ナル政府ヲ極力排

撃スルノハ至極當然ノコトデアリマシテ疑念ヲ挟ムヘキ餘地ハ殆ト
 ナイト思フノデアリマスカ只私カ遺憾ト存シマス點ハ何故踏勘ハ斯
 ノ如キ日本政府ノ存在ヲ默認シテキルカト云フ事デアリマス
 以上ノ事實ニ立脚致シマシテ日支兩國政府ノ中何レカ多ク危険性ヲ
 有スルモノデアルカ比較シテ見タイト思ヒマス
 勿論支那政府ハ軍器上ヨリシテモ又政治的方面ヨリシマシテモ極メ
 テ貧弱ナル存在デアリマシテ世界平和ニ對シテ何等脅威ヲ與ヘ得ル
 モノデアリマセヌシカシ萬一支那政府カ強力ニシテ侵略主義的國家
 日本ノ野望ヲ滿スヘキ好餌トナツタ時ノ事ヲ考ヘレハ問題ハ目ラ別
 ニナリマス一方日本政府ハト申シマスニコレハ恐ルヘキ存在デアル
 事ハ踏實ノ夙ニ御承知ノ處ト思ヒマス殊ニコレヲ軍事的方面ヨリ考
 ヘマス時ニ於テ日本政府ハ他國政府ノ如ク軍部ヲ統制スル力ヲ有シ

朝鮮總督府

マセヌカ故ニ世界平和ニ對シ恐ルヘキ脅威タルコトハ爭ヘナイ事實
 テアリマスニコノ事ニ關シマシテハ本年四月七日ウヰキリヤム、アル、
 キヤスル氏カ米國政治社會科學研究會ニ於テ試ミマシタ演說中ニ明
 白デアリマス即チ同氏ハ「米國政府ハ日本軍部カ斯ノ如ク完全ニ日
 本政府ヲ支配シヨウトハ夢ニモ思ハナカツタ換言スレハ米國ハ日本
 政府カ完全ニ瓦解シタトハ思ハナカツタノデアル余ハ先日日本大使
 ニ向ツテ日本政府カ事實上瓦解シタト云フコトハ世界ノ大局ヨリ見
 テ最モ悲シムヘキ事デアルト云ツタコトカアル」ト述ヘテキマス
 斯ノ如キ状態ニアル日本ハ極東平和否世界平和ニ對スル痛テアルト
 云ツテモ過言デアリマセン私ハコレニ關シテ更ニ國際聯盟理事會ニ
 於ケル顧慮慶氏ノ辯駁書ヲ引用シタイノデアリマス
 「日本代表者ハ日本ヲ以テ最モ統制アル國家デアルト稱シテキル然

朝鮮總督府

シ日本ノ如ク軍閥ノ跋扈甚ク政府ニソノ統制力ナキ國家ヲシテ最モ統制アル國家ナリト云フハ甚ク其ノ意ヲ得ヌコトアル日本外交官ハ他國ノ外交官ト共ニ曾談ニ列シ誠心誠意條約協定ヲ遵守スヘキコトヲ誓ツタニシテモ其ノ翌日ニ至レハ彼等ハ昨日ノ誓ヲ反古ニシテ毒モ靴ツル所カナイノテアル斯ル國家ヲ目シテ我々ハ最モ統制アル國家ナリト云フヲ得ルテアラウカ

日本ハ錦州攻撃ヲ斷シテ行ハスト聲明シタニ拘ラス錦州占據ヲ敢行シタテハナイカ更ニ關東震災當時我カ同胞ハ日本人ノ爲殺戮セラレ其ノ後朝鮮ニ於テモ何等罪ナキ支那商人ノ殺戮セラレシモノ百有餘名ニ達シタテハナイカ斯ル國家ヲ我々ハ最モ統制アル國家ト云フヲ得ルテアラウカ

日本ハ以上述ヘタ様ナ状態ニアルニ拘ラス反對ニ支那ヲ統制ナキ國

531

0532

家テアルト非難致シマス。コノ眞否ノ議論ハ暫ク措キマシテ事實ハソノ政府ノ統制力如何ヲ検討致シマスレハ自ラ明カトナルノデアリマス

目下ノ支那政府ハ一九二一年及ヒ同二十二年ノ華府會議前後ニ比較致シマシテ一段ノ進展ヲナシテキルノデアリマス

(五)支那革命後ニ於ケル支那ノ社會的經濟的及政治的革新運動ノ漸進的發展

私カ最後ニ賭博ノ御注意ヲ喚起致シタイト思ツテオリマス點ハ最近支那ニ三大革新運動カ漸次進展シテ來タコトデアリマス。其ノ三大革新運動トハ何カト申シマスト即チ

一國民的總意ノ上ニ國家的政府ヲ樹立セントスル政治的革新運動

二生産法並配分法ヲ近代化セントスル經濟的革新運動

532

0533

思想界精神界ノ各分野ニ亘ツテ更生セントスル文化的革新運動
 テアリマス然シ私ハ此處數年間ニ於テ以上ノ三大合成運動カ急ニ進
 展シテ來タモノテアルト主張スル者テハナイノテアリマス
 支那ハ此ノ三大合成運動ノ進展ヲ圖ルタイニ過去ニ於テ有ユル困難
 ヲ克服シテ來タノテアリマス
 支那ヲ最モヨク理解シテキル万々ハ支那カ各方面ニ於テハ如何ニ努
 力ヲ拂ヒツツアルカラ承知シテキルテアリマセウ
 私ハ最近ニ於ケル支那ノ經濟的並商業的發展ノ事實ヲ示スコトカ出
 來ルノテアリマス例ヘハ支那カ世界の不況ノ影響ニ對シ列國ニ比シ
 テ如何ニ雄々シク對抗シテ來タカト云フコトニ付イテ御存シノ方モ
 アリマセウ 支那ハコノ爲ニ有ユル天災、洪水、疫病、地震等ノ大
 苦難ト闘ヒ抜イテ來タノテアリマス

朝鮮總督府

533 0534

日本カ主張シマス様ニ支那カ政治的統制ナキ國家テアルトスルナラ
 ハ如何ニシテ世界不況ノ影響ニ堪ヘルコトカ出來タテアリマセウカ
 支那カ軍閥ノ勢力争ヒヨリ脱スルコトカ出來ナカツタコトハ否定シ
 得ナイ事實テアリマス然シ支那ノ領土ハ廣汎ニ亘ツテツリマスカラ
 支那ノ社會的經濟的並政治的基礎カ一部支那軍閥ノ争闘ニ依ツテ動
 搖シ且崩解サレルト云フカ如キコトハ絶對ニ無イノテアリマス
 斯ノ如ク支那ノ社會的經濟的並政治的統制ハ廣汎ナル國民的基礎ノ上
 ニ打テ立テラレテ居リマスカラ政治家又ハ官吏等ニヨツテ統制サレ
 テキルノハ極メテ小部分ニ過キナイノテアリマス故ニ政府當局カ其
 ノ統制力ヲ有シマセヌ場合ニ於キマシテモ支那ハ決シテ他國ト同様
 ノ状態ニ陥ルモノテハナイノテアリマス 即チ支那國民ハ各地域ニ
 於テ各々自治制ヲ有シ圓滑ナル自律自主ノ行政ヲ施イテキルノテア

朝鮮總督府

534 0535

リマスコレハ他ノ近代國家ノ未タ到達シオラサル所デアリマス
 日本ニヨツテ無能力ニシテ統制ナキ政府ト云ハレタル支那政府ノ下
 ニアツテ目下革新舉業カ漸次遂行サレツツアルノデアリマスソノ主
 ナル舉業ヲ列舉致シマスレハ
 一 數千哩ノ自動車道路ノ建設
 一 河川港灣監督舉業ノ完成
 一 銀行法ノ改善
 一 通貨制度ノ確立
 一 政府ヲシテ豫算ノ平衡ヲ保タシムルニ足ル財政組織ノ確立
 等デアリマス
 寛大ナル米國ノ支那ニ對スル援助竝ニ國際聯盟ヨリ派遣サレタル技
 術員ノ貢獻ニヨリマシテ支那ノ行政ハ今ヤ大イニ健全ナル發達ヲ遂

535 0536

ケテ参リマシタ
 教育ニ關シマシテモ殆ント之と同様デアリマス
 關東、廈門、南京等支那ノ大都市ハ最近驚クヘキ發展ヲ致シマシタ
 ノテ久シ振リニ之等大都市ヲ訪問シタ外人ハ其ノ發展振リニ一驚ヲ
 喫シテ居ルノデアリマス 支那傳道ニ従事シテ居ル一米人宣教師ハ
 廈門ノ發展振リニ關シ其ノ書翰中ニ次ノ如ク述ヘテ居リマス
 「廈門ノ發展振リハ非常ナモノニ有之候ヘバ同市ノ發展振リヲ述フ
 ルニ先立テ大殺戮ナル警キ方ナリトノ非難攻撃ヲ受クルヤモ計ラ
 レサルニ就キ慎重ナル注意ヲ以テ御報告申上候」
 支那ニ起リツツアル三大合成運動ヲ根底的ニ考察シテママスルニ之
 ハ從來ノ政治的革新運動ト異ツテ重要性ヲ持ツテハ居リマスカ尙社
 會的文化的革新運動ニ比較スレハ同等ノ重要性ヲ有シテ居ルトハ云

536 0537

朝鮮總督府

ヘマセヌ然シテ此ノ三大革新運動ノ進展ニ依リマシテ支那ハ過去數百年間國家生活ノ根底ヲナシテ居リマシタ處ノ國民的總意ノ支持ヲ現在ニ於テモ受ケテ居ルト云フコトカ明カニナリマシタ事ハ眞ニ意表アル事ト存シマス此ノ三大革新運動ハ皆ニ支那民衆ノ總意ニ依ルモノテアリマシテ日本ノ如ク政府ノ獨裁的權力ニヨリ國民ニ強要スルモノトハ全然異ルモノテアリマス故ニ其ノ進展モ漸進的ナモノテアリマシテ政府等ヨリ權力ヲ以テ其ノ進展ヲ迅速ナラシムルト云フカ如キコトハ殆ントナイノテアリマス然シ其ノ完成セントスル所ノモノカ民衆ノ總意ニ基ツイテ行ハレルモノトスレハ獨裁的方法ヲ用ヒテ迅速ニ完成シタルモノヨリ遙カニ堅實ニシテ永續的ナルモノニナル事ハ疑フ餘地カナイノテアリマス

最近松岡氏カ極東ノ事變ヲ米國ニ於テ説明サレタ際同氏ハ支那ニ起

537 0538

朝鮮總督府

リツツアル革新運動ノ進展ヲ充分認メナカラ今ヤ支那ハ殆ント國家的瓦解ニ直面セリト極言サレテ居ルノテアリマス私ハ松岡氏自身並松岡氏ノ此ノ言ヲ信用セントスル人々ニ今ヨリ約七十五年以前土耳其ニ歸シテ逃ヘラレタ言葉ヲ想起シテ頂キ度イト考ヘマス

トインビー教授ノ「土耳其」ト云フ書物ニ依リマスト露國皇帝ニコラス一世カ英國駐露大使ニ向ヒ土耳其ハ何時死ヌカ判ラヌ病人デアルト云ツタノテアリマス

當時土耳其ハ疲弊困憊ソノ極ニ達シテ居マシタノテ各國ハ土耳其ハ何時崩解スルカワカラヌト考ヘ又ソウ信シテ居タノテアリマシタ

然ルニ其ノ後土耳其ハロザ一又平和會議ノ結果明カニ其ノ健康ト勇氣ノ回復ヲ外部ニ示シ始メタノテアリマス一方土耳其ヲ瀕死ノ重病人ニ譬ヘマシタ露國皇帝ハ彼ノニコラス一世ノ豫言ヨリ約七十三年

538 0539

後ニ忽然トシテセントベテルスブルグヨリ否全露國ヨリソノ姿ヲ消
シテシマツタノデアリマス
土耳其ハ其ノ後病床ヨリ起キ上リマシテ轉地療養ノ目的テコンスタ
ンチノブルヨリアンゴラヘト歩行ヲ敢ケ目下其處ニテ元氣ヲ回復シ
ツツアルノデアリマス

私ハニコラス一世ノ諒解ニ於ケル大誤謬ハ結局彼カ土耳其ノ特異性
ヲ熟知シテ居ナカツタコトカ大原因デアルト思ヒマス私ハ各歐カ支
那ニ對シマシテニコラス一世ノ爲シタヤウナ誤謬ニ陥ラレナイコト
ヲ希望スルモノデアリマス

支那國內ニ絶エヌ争亂ノ勃發致シマスコトハ遺憾ナカラ事實デアリ
マス私ハコレヲ以テ支那崩解ノ兆候デアルトハ考ヘナイノデアリ
マス私ハコレヲ以テ寧ロ支那ノ進歩發展ニ對スル努力ノ示現デアル

朝鮮總督府

539 0540

ト考ヘテ居ルノデアリマス

私カ茲ニ充分ナル確信ヲ以テ踏實ト御約束ノ出來ルコトハ近キ將來
ニ於キマシテ支那ハ必ズ實力アリ統制力アル政府ヲ樹立致シマシ
テコレニ依リ支那國民ヲ經濟的ニモ將又文化的ニモ一層向上發展セ
シメ且各歐ノ尊重ニ價スル主権ヲ確立シ以テ一致協力世界平和確立
ノ使命ヲ全フスルニ至ルデアラウト云フコトデアリマス

朝鮮總督府

540 0541

極秘

1175

一九三三年四月十日

日支論争

(自一九三一年九月十八日
至一九三二年二月二十二日)

在東京中華民國外交部情報局發行
朝鮮總督官房外事課 謹

朝鮮總督府

541 0542

1175

緒言

本意見書ハ支那主席代表顧惠慶氏ガ一九三二年二月二十二日國際聯盟事務總長ニ提出シタモノデアアル。茲ニ顧氏ハ一月二十九日事務總長ニ宛テタ密翰ニ於テ聯盟ハ其ノ規約第十一條ニ基キ日支紛争事件ヲ解決ヤント試ミ居ルモ更ニ第十條並第十五條ヲモ之ニ適用スベシト要求シタノデアアル。

即チ第十五條第一項ニハ

「聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付ヤラザルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スベキコトヲ約ス何レノ紛争當該理事會モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之ガ充分ナル取調及審理

朝鮮總督府

542 0543

REEL No. A-0114

0572

アジア歴史資料センター